

令和4年12月泉南市農業委員会定例会

令和4年12月9日 午後3時00分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	宮下 明	森谷 豊
中野 吉次	上野 寛治	馬場 定夫

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(農業委員) 杉野 榮一

(推進委員) 山本 芳男

事務局 それでは定刻前ですが、お揃いのようなので、ただ今より令和4年12月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、杉野委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、13名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。なお、推進委員については、山本委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 どうも皆さんご苦勞様でございます。お忙しい中、令和4年最後の泉南市農業委員会12月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年は私にとって叙勲を受け、大変良い年だったと喜んでおりますが、皆さんのお顔を拝見しておりましても、皆さんにとっても良い年であったであろうと思っております。

さて話は変わりますが、現在開催されております、サッカーワールド

会 長 カップで森保監督が「和を以って力となす」という言葉を言っておりました。我々は「和を以って尊しとなす」と習ってきました。しかし、「和を以って力となす」という言葉に、なるほどと感じました。これは、皆の力を合わせて優勝を目指し、一つ一つの試合に勝つ、という意味でこの言葉が出来たのではないかと思います。我々も各地区から選出された農業委員、推進委員でございますので、この農業委員会で、皆で力を合わせて泉南市の農業を活性化していきたいと思っております。

今年最後の挨拶となりますので、皆様におかれましては、健康に留意し、また来年も良い年でありますように祈念いたしております。

それでは、本日は議案が4件、報告案件3件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、10番 森谷委員、12番 上野委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第31号3件について朗読する。議案第31号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきまして、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告いたします。当該地は水稻あとでございますので、何ら問題ございません。

事 務 局 ありがとうございます。No. 2、3につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 事務局の方と現地確認いたしました。No. 3の譲受人は申請地の隣接に農地をたくさん所有しておりまして、申請地を取得する代わりに、代替地として、〇〇地区の圃場整備された中の農地と交換します。譲渡人は青ネギや米などを耕作されています。農地の交換ですので、同じように耕作されると思います。譲受人もおそらく米を耕作されるのだと思います。ですので、特に問題はないかと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第31号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、小作の又貸しをしており、11月18日もって小作権の合意解約が整いました。譲受人は、元農業委員をされていた方で、当該地を譲り受ける事になりました。主に水稻を行っております。

No. 2、3につきましては、農地交換です。それぞれの農地管理と営農における利便性を勘案して交換に至ったものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第31号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第31号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和4年議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第32号1件について朗読する。議案第32号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告いたします。適切な売買だと聞いておりますので、問題ございません。

事務局 ありがとうございます。議案第32号につきまして事務局より補足させていただきます。当該農地は、11月7日をもって小作権の合意解約が整いました。譲受人は、住宅不動産業を営む法人であり、申請地を譲り受け、分譲住宅の建設に使用する仮設材及び砂等の資材置場として整備を行います。地図ではわからないかと思いますが、沿道からの搬路があり、そこから入って行くことが可能です。資材置場には、単管6mもの・4mもの・3mもの、それぞれ500本と単管に付随するクランプ等の金具類を入れたコンテナ籠50個と、真砂土100m³、砂100m³を置く予定です。

また、地元〇〇地区との協議についても同意済みで、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。

申請地の農地区分につきましては、第3種農地と判断しております。議案書に記されている通り、農地法施行規則第44条第2項より、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていると言う理由です。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第32号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第32号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きますして令和4年議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第33号1件について朗読する。議案第33号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇 〇 委 員 この案件も9月と10月にも議案にあがっておりました、地ビール用の大麦の栽培をします。今回は遊休農地ではなく、設定人から体調が優れない為、耕作が難しいので借りてくれないかという意向があり、急きよ貸借が決まりました。すでに大麦を播種しており、10cm程度に育っております。

事 務 局 ありがとうございます。事務局からの議案第33号についての補足説明ですが、〇〇委員からほぼ説明いただいておりますので説明はございません。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第33号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第33号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして、令和4年議案第34号「相続税納税猶予に関する適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第34号3件について朗読する。議案第34号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 1は、米を作っておりました。No. 2につきましては被相続人の長女で、米を作っております。問題ないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 現地確認に行つてまいりました。キャベツ、大根等、家庭菜園として作つておりました。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第34号について補足説明させていただきます。

No. 1、2につきましては、被相続人は令和4年3月に亡くなつております。所有している農地は、11筆、6,320㎡あり、その農地を3名で相続されております。長男は、9筆、4,761㎡の農地。長女は、1筆、781㎡の農地。次女は、1筆、778㎡の農振農用地対象農地を相続しております。相続税納税猶予に申請された農地については、No. 1の長男については、9筆、4,761㎡の内1筆、1,640㎡。No. 2の長女については、1筆、778㎡すべて。次女においては申請されておひません。No. 1、2とも水稻を主にされておひます。

No. 3につきましては、被相続人は令和4年4月に亡くなつております。所有している農地については、2筆、617㎡あり、その農地を長男が相続されました。相続税納税猶予に申請された農地については、2筆、617㎡の内1筆、353㎡の農地です。耕作状況については、季節野菜の栽培を行つておひました。以上です。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 推進委員さん何かご意見ございませんか。

〇〇委員 特に問題ありません。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第34号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第34号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第21号2件について朗読する。報告第21号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、昭和56年11月に鉄筋コンクリート2階建て住居を新築したものです。当時、工事施工業者に農地転用手続きの依頼しておりましたが、このたび登記簿謄本交付時に地目変更がされていないことに気づき届出されたものです。始末書も併せて提出されております。

 No. 2につきましては、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、届出者が経営しております福祉施設の規模拡大の為に福祉施設用地として転用するものです。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第21号を終了します。
- 会 長 続きまして、令和4年報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事 務 局 令和4年報告第22号1件について朗読する。報告第22号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。当該農地については、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、不動産業を営む法人に売却し、露天資材置場として転用するものです。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 推進委員さん、ご意見ございますか。譲渡人は元気ですか。
- 〇〇委員 譲渡人は現在入院中で、もともと病気があり無理は出来ないようです。子供さんも他市在住で、農業を継ぐ人はいないみたいです。
- 会 長 農業に熱心な人だったので、心配になりましたので。
- 会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第22号を終了します。
- 会 長 続きまして、令和4年報告第23号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事 務 局 令和4年報告第23号7件について朗読する。報告第23号につつま

事務局

して事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、②、③番の農地については、竹林で筍の採取を行い、この農地以外は青ネギの栽培を行っておりました。

No. 2につきましては、水稻跡で畝たてを行っておりました。

No. 3につきましては、①番の農地については、水稻跡です。②番の農地については、季節野菜の栽培を行っておりました。

No. 4につきましては、①番の農地については、水稻跡です。②、③番農地については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、〇〇株により野菜のハウス栽培を行っておりました。

No. 5につきましては、①番の農地については、季節野菜の栽培を行っておりました。②、③、④番の農地については、トラクターにて耕しており、耕作準備を行っておりました。⑤番の農地につきましては、海宮宮池の堤外であるため、竹林で筍の採取を行っているそうです。

No. 6につきましては、①番の農地については、果樹を植えており、それ以外の農地については、水稻跡で畝たてを行っておりました。

No. 7につきましては、①番の農地については、果樹を植えて、空いているところに季節野菜の栽培を行っておりました。②番の農地については、季節野菜の栽培を行っておりました。

会長

ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

特に発言がないようですので、以上で報告第23号を終了します。

会長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして12月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、1月11日（水）場所は、市役所本庁 1階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後3時48分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年12月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____